

旧優生保護法関係情報公開案件に関する建議への裁決庁からの回答について

1 これまでの経過

- | (1) 建議後の経過 | 建議に係る経緯 | 訴訟に係る経緯 |
|-------------|----------------------------|--------------|
| ・令和2年8月6日 | 建議 | |
| ・令和2年8月7日 | | 審査請求人による訴訟提起 |
| ・令和2年9月10日 | | 裁決庁へ訴状送達 |
| ・令和2年10月27日 | 建議に対する裁決庁からの回答 | |
| ・令和2年10月30日 | | 第1回口頭弁論 |
| ・令和3年1月26日 | | 第2回口頭弁論 |
| ・令和3年2月8日 | 各委員に状況報告(建議に対する裁決庁の対応について) | |
| ・令和3年4月13日 | | 第3回口頭弁論 |
| ・令和3年7月6日 | | 第4回口頭弁論(予定) |
- (2) 訴訟内容および現在の訴訟の状況
- 原告は、公文書一部公開決定および裁決の両方の取消しを求めて争っている。
 - 原告は審議会の答申および建議の内容を用いて主張を展開しており、答申書および建議書を訴訟資料として提出している。また、その後に原告は答申に至る審議会の議事録について個人情報開示請求をしており、原処分に係る非公開情報のほか、発言委員名および委員が特定される発言などを伏せた議事録の写しを取得している。

2 建議における提案内容

裁決に対する今後の県としての対応につき以下のとおり提案したい。

- [1] 裁決の内容について、この建議書とあわせて県民に対して公開すること。通常は答申通りの裁決がなされることから、答申理由を詳しく説明する答申とは別に、裁決を公開する必要性がそれほど高くないとしても、答申と大きく異なる裁決については、裁決の内容を答申と比較する形で公開することが求められるといえる。むしろ行政組織の内部行為としての答申すら公開されているのであれば、行政組織外部に向けた滋賀県知事の裁決につき公開を拒否すべき理由は見当たらない。
- ⇒実施済
- [2] 本建議において裁決に対する疑義として指摘した上記2点((1) 裁決の判断内容について(2) 裁決期間について)につき、裁決庁としての考えを当審議会に対し公開の場で説明するとともに、県民に対しても説明責任を果たすべく公開すること。(下線部は、原文に追加しています。)
- ⇒令和元年度運用状況報告書に例外的に時間がかかった旨およびその理由の概略を記載

3 裁決庁による回答書

- ・別紙のとおり

滋 健 福 政 第 1 2 2 0 号

令和2年(2020年)10月27日

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会

会長 横 田 光 平 様

滋賀県知事 三日月 大 造



貴職が令和2年8月6日付け滋公情個審第2号建議書で提案された「〔2〕本建議において裁決に対する疑義として指摘した上記2点（（1）（2））につき、裁決庁としての考えを当審議会に対し公開の場で説明するとともに、県民に対しても説明責任を果たすべく公開すること」に係る裁決庁（審査庁）としての対応について下記のとおり回答します。

記

建議では、裁決に対する疑義として「（1）裁決の判断内容について」および「（2）裁決期間について」の2点を指摘され、これらについての説明を求められています。

「（1）裁決の判断内容について」の内容は、「1）②条例第6条第1号後段に係る部分について」、「2）④指定医師の氏名について非公開とする点」および「3）⑤医療機関に関する情報の条例第6条第2号ア該当性について」の3点であり、「（2）裁決期間について」の内容は、条例第22条第3項の趣旨を「答申の判断が明らかに不当である場合に限って答申と異なる判断をなしうる」と解することを前提としたものなどです。

そして、建議に係る裁決については、審査請求人（以下「原告」という。）から、滋賀県を被告とする裁決の取消訴訟等が令和2年8月7日付けで提起され、同年10月30日に第1回口頭弁論が予定されております。

原告は、その請求の原因において、①滋賀県情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1号後段、②指定医師に関する情報、③条例第6条第2号ア、④条例第22条第3項（答申尊重義務）などを争点とする主張をしています。

今後、県は訴訟の場においてこれらの争点について、必要な主張または立証を行い、県としての説明責任を果たしていくこととなりますが、一方で、建議の指摘する事項と

これらの争点が重複していることから、御提案のとおり公開の場で建議の指摘する事項について説明を行えば、訴訟の場以外の公開の場で実質的に訴訟の争点となっている事項について主張（説明）を行うこととなり、適切ではないと考えます。

県としては、建議について真摯に受け止めておりますが、御提案いただいた、貴審議会に対する公開の場での説明については、訴訟の場で主張（説明）を行うことで、公開の場での説明を行うこととなり、実質的に県民に対しても説明責任を果たすこととなると考えております。

御提案どおりではありませんが、何卒御理解いただきたく、お願い申し上げます。